

4 判明した主な事実

- 平成13年3月「肝炎対策に関する有識者会議」において、フィブリノゲン製剤を投与された者については、対象医療機関や患者が多いこと等から、必要な相談や治療が受けられるよう普及啓発対策を強化するよう提言があった。
- 一方、同有識者会議の報告に基づき、13年度には第Ⅷ・第Ⅸ因子製剤投与の患者に対しては、患者を特定し、受診勧奨する調査研究事業（805 医療機関、999 人を特定、呼びかけ）を実施していた。
- 厚生労働省の14年調査は、フィブリノゲン製剤の投与によるC型肝炎ウイルス感染に関するそれまでの事実関係や行政の対応の調査を目的としたものであり、
 - ・ 患者情報の収集や、救済方策の検討を目的とするものではなかったこと
 - ・ 患者への告知は、副作用報告を出す時点で医師から既になされているはずとの認識であったことから、患者個人への告知について当時の職員に認識はなく、検討もされなかった。
- 医療関係者からは、418名の患者には少なくとも肝炎に罹患している事実は告げられているはずだが、フィブリノゲン製剤の投与についてまで説明しているかはわからないとの意見あり。
- 患者からは、フィブリノゲン製剤を投与されたことは説明されていない人が多く、また、早く知っていれば検診も受けられたのではないかとの意見あり。
- 14年調査で収集した当該資料は、16年7月頃に十分な引継ぎもなく地下倉庫に移され、本年10月19日に職員に発見されるまで倉庫に保管されたままであった。こうした状況から職員に隠蔽の意図はなかったと考えられるが、倉庫の保管や、文書管理の状況は、極めて不十分であった。
- 平成16年のフィブリノゲン納入医療機関（約7000）の公表時に幅広く検査受診を呼びかけると同時に、医療機関に対し、可能な限り患者を特定し、連絡をとるよう要請。